

令和6年度

事業計画(案)

【はらまちひばりワークセンター】

I. 基本方針

当法人は、親の会が創設したと言う歴史と伝統のある事業所として、また昨年には利用定員も5名増員の45名に改めるなど各種サービス事業を展開し、わずかではありますが、着実に前進を続けてしております。

これからも現状に甘んじることなく、切磋琢磨を繰り返しながら、新たな目標に向かって邁進しなければなりません。

まず、事業運営として新型コロナウイルス感染症を抜きにして進められません。法上の位置づけが5類に移行し1年になり、飛沫防止の仕切り撤去やマスクの任意着用にはなりましたが感染がゼロにはならず、依然小さな流行が続いており、そのため引き続き朝夕の検温や手洗い励行などを継続し、出来るだけこれまでのような生活や諸行事の実施出来るよう全員で努力いたします。

そのうえで、昨年9月で一部下請けからの受注終了により収入(工賃充当)が減少しており、事業収入の確保を図るため、既存作業収入の増加につなげる工夫や従来作業に加え、新たな事業の開拓ではフルーツキャップ折作業にも取り組むなど事業収入の確保を図り、工賃増額を目指します。

また、新年早々能登半島地震が発生し大きな被害がありましたし、新型コロナウイルス感染症も、市内では小さなクラスターが発生するなど未だ収束に至っておりません。このような予測不能な災害や感染症対策に対しては、本年4月から義務化された「業務継続計画(BCP)」による定期的な点検・見直しを行うなどの取り組みを行います。

更に、これまで一般就労を果たした利用者のように、これから一般就労を目指す方々にも積極的な支援する考えですが、昨年からはじめた挨拶を学ぶ「オアシス運動」をはじめ健康な体づくりの「ひばりレクリエーション」、そして地域社会貢献を加えた「おさんぽ de ごみひろい」を継続いたします。

更に、職員にあっても働きやすい事業所環境を整えるための国の特例交付金事業にも取り組みます。

このように、地域社会での障がい者の生活がより安定と多様な支援が効果的に出来るような施設運営を目指すなど、魅力ある事業所づくりに努めます。

II. 重点事項

1、事業所関係

(1) 経営基盤の安定化

- ・業務継続計画（BCP）の実践
- ・各事業の収入状況の把握と分析検討（効率的な運営など）
- ・利用者の確保や定員拡大による安定した事業所運営の方策
- ・工賃向上のための新規事業の開拓
- ・苦情解決及び虐待防止、身体拘束廃止委員会による法人の活性化
- ・将来の運営展望を模索

(2) リスクマネジメント（危機管理）の体制構築

- ・防災訓練（年2回以上）の実施
- ・新たな災害への備えや対応（福祉避難所など）
- ・事故防止と共に事故発生時の速やかな対処
- ・新型コロナなどの感染症防止対策の徹底
（衛生委員会などによる取り組み）

(2) 地域交流の推進や情報発信

- ・法人情報を的確に伝えるため定期的な会報発行やHPの発信
- ・健康福祉まつりなどの諸行事に参加し地域社会と共存
- ・地域の会議等において他所との連携や情報交換を密にして情報を共有
- ・実習生や体験学生の積極的な受入

(3) 行政や関係団体への要望活動

- ・障害のある人の権利を守る制度づくりのための活動
（報酬改正や65歳問題の仕組み改善要望）
- ・グループホーム整備促進への支援活動
（親亡き後に希望する暮らしを支える制度）

(4) 地域貢献

- ・福祉体験実習の受入
- ・車いす同乗車貸出事業の推進（市委託事業）
- ・おさんぽ de ごみひろい事業の開始（毎月1日を予定）

2、利用者支援関係

- (1) 利用者及び保護者との信頼関係構築
 - ・利用者視点での支援の徹底化
 - ・自己実現や自立支援のサポートサービス提供
 - ・「ひばり LINE」による情報の共有化
 - ・障がい事業所見学と勉強会

- (2) 就労に向けた支援の取組み
 - ・働くことの楽しさを一緒に考えながら活躍の機会づくり
 - ・一般企業や事業所への就労に向けた支援提供
(事業所見学など積極的な就職のための支援)

- (3) 高品質で安定したサービス提供
 - ・事故防止の取組み継続
(特に安全な送迎サービスの実施)
 - ・各種マニュアルにより利用者の生命を守る

- (4) 生活面の支援活動
 - ・毎月の外食や行事で楽しさを体験させ生活意識の高揚
 - ・利用者の生活習慣や健康維持への啓蒙
 - ・絵画の作成や地域のイベントに参加するなどの支援活動
 - ・新オアシス運動の実践(手話入りで午前午後実施)
 - ・ひばりレクリエーションの開催(毎月第三金曜日)

3、職員関係

- (1) 人材確保や定着に向けた取組み
 - ・職員の処遇改善交付金の取組み継続
 - ・働きやすい環境づくりの整備

- (2) 職員の意識改革と資質の向上
 - ・一人ひとりの気づきや発想転換を大切に、創意工夫を引き出す
 - ・県や各種団体の研修会に、職員は年一回以上受講し研修後は報告会開催
 - ・支援員に相応しい育成のため、内部会議や研修の充実

4、その他

令和6年度 相談支援事業所はらまちひばり 事業計画

1. 運営の方針

- ・相談者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、相談者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行なうものとする。
- ・相談者の意思及び人格を尊重し、常に相談者の立場に立ち、公平中立に行うものとする。
- ・相談者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。
- ・関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業内容

(計画相談支援)

- ・サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

(委託相談支援)

全ての障害児者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

3. 専門的な人材の確保及び養成

- ・医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化する障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。
- ・関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。
- ・基幹相談支援センター主催の学習会に参加しスキルアップを図る。

4. 地域の体制作り

- ・基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う。